

国民健康保険税減免取扱要綱参考例新旧対照表

修正案	原案（全市町村宛意見照会時点）
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、〇〇〇市（町、村）国民健康保険税条例（元号〇年〇〇〇市（町、村）条例第〇号。以下「条例」という。）第〇条の規定による国民健康保険税の減免の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（減免の割合等）</p> <p>第2条 条例第〇条第1項の規定による国民健康保険税の減免に係る減免の額等は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>（複数事由による減免の申請）</p> <p>第3条 条例第〇条第1項各号中2以上の規定に該当する場合は、各々の規定による減免の額のうち、最も大きい額となる規定を適用する。</p> <p>（減免の額にかかる端数計算）</p> <p>第4条 国民健康保険税の減免の額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>（減免の申請）</p> <p>第5条 条例第〇条第2項の規定により国民健康保険税の減免を受けようとする者は、国民健康保険税減免申請書（様式第1号）に</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、〇〇〇市（町、村）国民健康保険税条例（元号〇年〇〇〇市（町、村）条例第〇号。以下「条例」という。）第〇条の規定による国民健康保険税の減免の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（減免の割合等）</p> <p>第2条 条例第〇条第1項の規定による国民健康保険税の減免に係る減免の額等は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>（複数事由による減免の申請）</p> <p>第3条 条例第〇条第1項各号中2以上の規定に該当する場合は、各々の規定による減免の額のうち、最も大きい額となる規定を適用する。</p> <p>（減免の額にかかる端数計算）</p> <p>第4条 国民健康保険税の減免の額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>（減免の申請）</p> <p>第5条 条例第〇条第2項の規定により国民健康保険税の減免を受けようとする者は、国民健康保険税減免申請書（様式第1号）に</p>

別表に定める必要書類を添付し、市（町、村）長に提出しなければならない。

（質問、検査等）

第6条 市（町、村）長は、前条に規定する申請書を受理した場合において、減免申請に対する処分を決定するために必要と認めるときは、地方税法第707条の規定により、質問又は検査等を行うものとする。

（減免の決定等）

第7条 市（町、村）長は、第5条の規定により申請書の提出があったときは、減免の可否を決定し、その結果を国民健康保険税減免決定（不承認）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（減免申請の却下）

第8条 市（町、村）長は、減免を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合においては、申請を却下するものとする。

- （1）必要な書類の提出をせず、又は補正に応じないとき。
- （2）質問又は検査に応じないとき。
- （3）虚偽の申請をしたとき
- （4）その他却下に相当する理由があると認められたとき。

（減免の取消し等）

第9条 市（町、村）長は、国民健康保険税の減免を受けた者の属する世帯が次の各号のいずれかに該当したときは、その取消し又

別表に定める必要書類を添付し、市（町、村）長に提出しなければならない。

（新設）

（減免の決定等）

第6条 市（町、村）長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、減免の可否を決定し、その結果を国民健康保険税減免決定（不決定）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（新設）

（減免の取消し等）

第7条 市（町、村）長は、保険料（税）の減免を受けた者の属する世帯が次の各号のいずれかに該当したときは、その取消し又は

は変更を行い、その旨を国民健康保険税の減免を受けた者に国民健康保険税減免取消（変更）通知書（様式第3号）により通知するものとする。

- 一 事情の変化により減免の事由が消滅したと認められることとなったとき。
- 二 虚偽の申請その他不正な行為により減免を受けたと認められるとき。

2 市（町、村）長は、前項の規定により国民健康保険税の減免の取消しを行った場合は、取り消した減免の額を、当該国民健康保険税の減免を受けた者から徴収するものとする。

附則

この要綱は、令和9年4月1日から施行する。

変更を行い、その旨を国民健康保険税の減免を受けた者に国民健康保険税減免取消（変更）通知書（様式第3号）により通知するものとする。

- 一 資力の回復その他の事情の変化により減免の事由が消滅したと認められることとなったとき。
- 二 虚偽の申請その他不正な行為により減免を受けたと認められるとき。

2 市（町、村）長は、前項の規定により国民健康保険税の減免の取消しを行った場合は、取り消した減免の額を、当該国民健康保険税の減免を受けた者から徴収するものとする。

附則

この要綱は、令和9年4月1日から施行する。